

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成22年4月8日(2010.4.8)

【公表番号】特表2009-527430(P2009-527430A)

【公表日】平成21年7月30日(2009.7.30)

【年通号数】公開・登録公報2009-030

【出願番号】特願2008-555406(P2008-555406)

【国際特許分類】

B 6 5 H 75/40 (2006.01)

B 6 5 H 75/38 (2006.01)

【F I】

B 6 5 H 75/40 B

B 6 5 H 75/38 L

【手続補正書】

【提出日】平成22年2月15日(2010.2.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

リールであって、

巻き取り軸を中心にして回転するとき線状物質を巻き取り又は巻き戻し可能な直径を有する回転部材と、

前記回転部材を実質的に囲むハウジングであって、前記ハウジングは、第1のハウジング部分及び第2のハウジング部分を有し、前記回転部材は、前記巻き取り軸を中心にして前記第2のハウジング部分に対して回転可能であり、前記第2のハウジング部分は、前記第1のハウジング部分に対して回転可能である、前記ハウジングと、を備え、

前記第2のハウジング部分は、前記回転部材に巻き取られる線状物質を受け入れるサイズの開口を有し、

前記開口は、前記開口の第1頂点で交わる一対の縁を有し、各縁は前記第1頂点の反対に端を有し、前記各縁の反対の端は前記開口の第2及び第3頂点を画定し、前記第1頂点と前記第2及び第3頂点に延びる直線との間の最小距離は前記回転部材の直径の40~300%以内である、リール。

【請求項2】

前記開口の前記各縁は、実質的に線状である、請求項1に記載のリール。

【請求項3】

前記開口は、実質的に三角形である、請求項1に記載のリール。

【請求項4】

前記回転部材は、前記直径を画定する実質的に堅い円筒形表面を備える、請求項1に記載のリール。

【請求項5】

前記第2及び第3頂点間の距離は、前記回転部材の長さの少なくとも35%である、請求項1に記載のリール。

【請求項6】

前記第2のハウジング部分は、前記巻き取り軸を中心にして前記第1のハウジング部分に対して回転可能である、請求項1に記載のリール。

【請求項 7】

前記第1、第2及び第3頂点は、丸められている、請求項1に記載のリール。

【請求項 8】

前記第2ハウジング部分の厚さは、前記開口の縁に沿って増大する、請求項1に記載のリール。

【請求項 9】

前記開口の各縁間の角度は、20°～50°以内である、請求項1に記載のリール。

【請求項 10】

前記回転部材へ線状物質を巻き取る方向へ前記回転部材を回転させる間に前記第1および第2のハウジング部分の回転をロックするための機構をさらに備える、請求項1記載のリール。

【請求項 11】

前記回転部材は、滑らかで切れ目のない表面を有する、請求項1に記載のリール。

【請求項 12】

前記回転部材へ少なくとも部分的に巻き取られ且つ前記開口を介して延びる線状物質をさらに備え、前記線状物質は、前記線状物質の前記回転部材への巻き取りの間に前記線状物質が前記第1の頂点に対して滑動する方向へ巻き取られる、請求項1記載のリール。